

Ⅲ 第10次長期5か年研究推進計画への展望

1 計画策定のために

教育の今日的な動向

今日、少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差社会の現状を背景として、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化している。学力・学習意欲や規範意識、体力・運動能力等に関する様々な課題が指摘され、この解決に向け、子どもから高齢者までの人の成長を見据えながら、学校・家庭・地域社会など、社会全体で教育に取り組むことが必要とされている。

そこで、国においては、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成18年に教育基本法、その後学校教育法を改正している。さらに、平成29年3月には、新学習指導要領が告示され、平成30年度の幼稚園から、小学校、中学校、高等学校へと順次全面実施となる。この新学習指導要領においては、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力の育成、理解の質をさらに高めた確かな学力の育成、豊かな心や健やかな体の育成が求められている。

北海道においては、これまでの全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた取組が求められ、特に「学力の向上」は重点目標となっている。また、北海道教育委員会からは平成30年度からの5年間を見通した新たな「北海道教育推進計画」が示され、その具体的実践と成果が求められている。

新しい時代の義務教育 ― 義務教育の構造改革（平成17年10月）

平成17（2005）年に中央教育審議会は、義務教育の在り方について審議を進め、「新しい時代の義務教育を創造する」と題する答申を出した。総論の中では、めざす義務教育の改革の基本的な方向性を以下のように述べている。

（1）義務教育の目的・理念

変革の時代であり、混迷の時代であり、国際競争の時代である。このような時代だからこそ、一人一人の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成を担う義務教育の役割は重い。国は、その責務として、義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を保障し、国家・社会の存立基盤がいささかも揺らぐことのないようにしなければならない。

（2）新しい義務教育の姿

学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など義務教育をめぐる状況には深刻なものがある。公立学校に対する不満も少なくない。我々の願いは、児童生徒がよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことである。そのために、質の高い教師が教える学校、生き生きと活気あふれる学校を実現したい。学校の教育力、すなわち「学校力」を強化し、「教師力」を強化し、それらを通じて、児童生徒の「人間力」を豊かに育てることが改革の目標である。

（3）義務教育の構造改革

今こそ、義務教育の構造改革が必要である。義務教育システムについて、目標設定とその実現のための基盤整備を国の責任で行った上で、市区町村・学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、教育の結果の検証を国の責任で行い、義務教育の質を保証する構造に改革すべきである。

（4）国・都道府県・市区町村の役割の明確化と協力関係の強化

義務教育の中心的な担い手は、学校である。国・都道府県・市区町村の協力で、学校を支えなければならない。

国は義務教育の根幹保障の責任を、また、都道府県は域内の広域調整の責任を十全に果たした上で、市区町村・学校が、義務教育の実施主体として、より大きな権限と責任を担うシステムに改革する必要がある。

(5) 義務教育の基盤整備の重要性

義務教育を支える基盤整備は確固たるものでなければならない。そのため財源措置を含め、国・都道府県・市区町村がそれぞれの役割と責任を果たすことが必要である。とりわけ重要なのは教職員である。教育の成否は、資質能力を備えた教職員を確実に確保できるか否かにかかっている。教職員の養成、配置、給与負担の在り方は、教育基盤の中で最も重要なものである。

教育基本法の改正（平成18年12月22日公布・施行）

以上の経過を踏まえ、平成18（2006）年4月に教育基本法改正案が国会に提出され、同年12月に成立、公布、施行された。法律の概要は、以下の5点にまとめられる。

- (1) 前文を設け、趣旨等を明らかにしたこと。
- (2) 教育の目的及び目標について、「人格の完成」等に加え、「公共の精神」「伝統と文化の尊重」「生涯学習社会の実現」等を新たに規定したこと。
- (3) 義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育等について新たに規定したこと。
- (4) 教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定したこと。
- (5) この法律に規定する諸条項を実施するために必要な法令の制定を規定したこと。

臨時教育審議会の設置以来、20年以上にわたって、学校教育のあるべき姿が示され、教育の根本にさかのぼった教育改革が進められてきている。平成14（2002）年度から施行された学校五日制では、「詰め込み教育」への批判から「もっとゆとりを」ということが言われ、いわゆる「教育内容」の3割が削減された。これと並行して「授業時数」が約2割削減されるという大胆な改革が行われた。

平成18（2006）年12月に、教育基本法が改正され、教育の理念と目標が明確に示された。人格の尊重、個人の尊厳を軸とした教育理念は、改正教育基本法にも引き継がれている。この理念を学校・家庭・地域社会で共有しながら、新しい時代を切り拓く主体的・創造的な人間育成を進めていくことが重要である。

学校教育法等の改正（平成19年6月改正）

教育基本法の改正を受け、新たに義務教育の目標を定め、各学校種の目的・目標を見直すとともに、学校の組織運営体制の確立のため、副校長等の新しい職を設置するなどの改正を行った。また、優れた教員を確保するため、教員免許更新制の導入及び指導の不適切な教員の人事管理に関する規定も改正している。

(1) 義務教育の目標及び各学校種の目的・目標の見直し

- ① 目 標
 - ・規範意識，公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
 - ・生命及び自然を尊重する精神，環境の保全に寄与する態度
 - ・伝統と文化を尊重し，それをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度
 - ・他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度
- ② 共通事項
 - ・基礎的な知識及び技能を着実に習得させる。
 - ・これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力，その他の能力をはぐくむ。
 - ・主体的に学習に取り組む態度を養う。
- ③ 各学校種の目的・目標
 - ・小学校における教育は，心身の発達に応じて義務教育のうち基礎的なものを施す。
 - ・中学校は，小学校における教育の基礎の上に，義務教育を施す。

(2) 副校長その他新しい職の設置と学校評価，情報提供

- ① 新しい職の設置
 - ・副校長……校長を助け，命を受けて校務をつかさどる。
 - ・主幹教諭……校長，副校長及び教頭を助け，命を受けて校務の一部を整理し，並びに児童生徒の教育等をつかさどる。
 - ・指導教諭……児童生徒の教育をつかさどるとともに，教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実に必要な助言・指導を行う。
- ② 学校評価
 - ・学校評価……自己評価，学校関係者評価
- ③ 情報提供
 - ・情報提供……「開かれた学校」への取組，HP，学校便り等

(3) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正

時代の変化に対応して教員としての資質能力が保持されるよう，適切な最新の知識・技能を身に付け，教員が自信と誇りを持って教壇に立ち，社会の尊厳と信頼を得ることをめざして改正された。

- ① 教員免許更新制度の導入
- ② 指導が不適切な教員の人事管理の厳格化

教育振興基本計画（第1・2期）

教育基本法（第17条）に基づき政府として閣議決定した計画である。教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて，今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに，今後5年間（第1期計画，平成20～24年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進したものである。

第1期計画では，総合的かつ計画的に取り組むべき施策として以下の4点を提示した。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

- 教育力の向上
- 具体的な取組
 - ・学校支援活動
 - ・家庭の教育力
 - ・人材育成
 - ・学習環境づくり
 - ・スポーツの振興

基本的方向2 個性の尊重と個人として、社会の一員としての生きる基盤の育成

- ねらい
 - ・確かな学力 ・規範意識，生命尊重，思いやりの心等の育成
 - ・生涯にわたってスポーツの振興
- 具体的な取組
 - ・確かな学力の育成 ・新学習指導要領の円滑な実施
 - ・規範意識，豊かな心・健やかな体の育成
 - ・教員の資質向上 ・幼児教育 ・特別支援教育

基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間の養成と社会の発展支援

- 観 点
 - ・学士課程の学習成果として共通に求められる能力の育成
 - ・「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材の育成
 - ・大学の連携を通じた地域再生への貢献

基本的方向4 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備

- ねらい
 - ・安全・安心な教育環境の整備 ・教育の機会均等の確保
- 具体的な取組
 - ・安全・安心な教育環境の実現
 - ・質の高い教育を支える環境の整備
 - ・私立学校の教育研究の振興
 - ・教育の機会均等の確保

以上の取組により、目指すべき教育の姿を明らかにすることとした。

- ◎ 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。
- ◎ 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

第2期計画（平成25～29年度）については、第1期計画の評価を行い、「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成は未だ途上として、更なる改善を図ることとした。

また、東日本大震災での教訓等も踏まえて、以下の4点のビジョン（基本的方向性）と8点のミッション（成果目標），29のアクション（基本施策）を示し、今後5年間の指針とした。

基本的方向性1 社会を生き抜く力の養成

- ・生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）
- ・課題探求能力の修得（大学～）
- ・自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）
- ・社会的・職業的自立に向けた力の育成

基本的方向性2 未来への飛躍を実現する人材の養成

- ・新たな価値を創造する人材，グローバル人材等の養成

基本的方向性3 学びのセーフティネットの構築

- ・意欲ある全ての者への学習機会の確保
- ・安全・安心な教育研究環境の確保

基本的方向性4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- ・互助・共助の活力あるコミュニティの形成

新「北海道教育推進計画」（平成30年3月）

北海道教育委員会では、これまで、中長期的な展望に立って教育施策を着実に推進するため、長期的な教育計画を策定し、教育施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

平成18（2006）年10月には北海道が目指す教育の基本的な理念や目標などを明確にするため「北海道教育ビジョン」を策定し、このビジョンに掲げた教育の基本理念及び基本目標の実現に向けて、平成20（2008）年3月に第4次北海道教育長期総合計画である「北海道教育推進計画」を策定し、様々な教育施策に取り組んできた。その理念を継承しつつ、本道の将来的な課題を踏まえ、平成30（2018）年には、教育施策の総合的な教育計画として、新たな「北海道教育推進計画」を策定した。計画期間は、平成30（2018）年度～34（2022）年度の5年間である。

なお、この計画は、平成28年度施行の「北海道総合計画」を基本に、施策の目標（理念）のや根本となる方針を定めた「北海道総合教育大綱」（平成30年度施行）を踏まえるとともに、国の教育振興基本計画を参酌して策定されたものである。

（1）社会状況の変化

① 人口減少と少子高齢化の進展

本道の人口は、平成9（1997）年に570万人に達して以降、全国を上回るスピードで減少が続いており、生産年齢人口の割合も全国に比べ低い。また、若者の道内各地から札幌へ、札幌から本州への流出傾向が長年続いている。

② グローバル化と高度情報化の進展

本道においても、道内企業の海外進出や北海道産食品の輸出拡大、外国人観光客や在留外国人の急増によって、グローバル化が急速に進展している。また、IoTやビッグデータ、AIをはじめとする技術革新により、雇用情勢の大きな変化が予想されている。

③ 子どもの貧困など社会経済的課題

本道においても、生活保護受給率が全国を大きく上回っているほか、ひとり親家庭も増加傾向にあり、就学援助率も全国に比べ高くなっている。そのことから、すべての子どもの学びを支援し、一人一人の力を伸ばす教育をさらに充実させていくことが必要である。

④ 学習指導要領の改訂や高大接続改革など教育改革の大きな流れ

国においては、未来の創り手となるための必要な資質・能力を身に付けることができる学校教育の実現を目指して、学習指導要領の改訂を行った。さらに、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革が進められている。

(2) 本道の子どもたちの現状

① 学力等の状況について

「全国学力・学習状況調査」によると、多くの教科において全国平均に届いていない状況にある。また、家庭における学習の時間が少ない、テレビゲーム等をする時間が長いといった課題があることも明らかになっている。そのため、教育委員会や学校、家庭、地域が課題を共有し、一体となって確かな学力の育成に向けた取組を進めていく必要がある。

② いじめ・不登校の状況について

本道におけるいじめの認知件数は増加傾向にあり、未然防止、早期発見・早期対応など、緊張感とスピード感を持って対応することが重要である。また、不登校も小・中学校においては増加傾向にあり、個々の状況に応じた支援に努めることが必要である。

③ 体力・運動能力の状況について

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、依然として男女ともに全国平均を下回っている。また、学校の授業以外における運動時間についても全国より少ないことから、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図ることが必要である。

④ 特別支援教育について

本道の特別支援学校の児童生徒数や特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒数は、ここ10年間で約1.7倍に増加している。また、障がいが重度・重複化、多様化していることから、障がいの状況等に応じた教育環境の整備をしていく必要がある。

⑤ キャリア教育・産業教育について

本道においては、非正規労働者の割合が全国平均よりも高く、若者の完全失業率が他の年齢層と比較しても高い。このため、発達の段階に応じた小中高の学校間における体系的なキャリア教育や産業教育を一層充実させていくことが重要である。

⑥ 子どもの安全・安心の確保について

登下校時に子どもが事件・事故に遭う事案が依然として発生しており、通学路の安全確保に向けた実践的な取組や、子どもたちに自ら身を守ることができるよう危機対応能力を身に付けさせることが重要である。

⑦ 学校、教員を取り巻く状況について

教員の多忙化や、経験年数の均衡の崩れが大きな課題となっており、教員一人一人の資質・能力の向上に向けた継続的な取組が必要である。また、教職員の不祥事が依然として後を絶たない状況にあることから、服務規律の徹底を図る必要がある。

⑧ 子どもたちの生活習慣について

「全国学力・学習状況調査」によると、児童生徒が1日2時間以上テレビゲームをする時間、スマートフォン等で通話やメール、ネットをする時間は、小・中いずれも全国平均を上回っている。このことから、望ましい生活習慣の定着に向けた取組が必要である。

⑨ 学校、家庭、地域の連携について

学校の小規模化、人口減少による地域コミュニティの衰退、多様化する価値観、家族形態の変容などによる学校や家庭、地域の教育力の低下が懸念されている。そのため、「地域とともにある学校」に向けた取組を進めていくことが重要である。

⑩ 生涯学習活動について

本道の生産年齢人口の割合は、2040年には51%に低下する一方、高齢者人口の割合は41%に上昇し、全国を上回るスピードで高齢化が進行すると見込まれている。そうした社会状況の中、地域の人々が継続して学習できる機会の充実が必要である。

⑪ 文化活動について

道内の文化財は、保存や伝承が困難となっているものもあることから、地域に伝わる民俗芸能に触れる機会を提供することで、郷土愛を育み、後継者の育成や民俗芸能の振興を図っていくことが重要である。

(3) 北海道教育の基本理念

この基本理念は、平成20年度以降おおむね10年間の北海道が目指す教育の理念や目標をまとめた「北海道教育ビジョン」で示されたものであり、今後5年間の教育計画においてもこの理念を継承し、「自立」と「共生」を基本理念の柱とする。

その上で、グローバル化の進展や人口減少など、社会情勢の変化を踏まえ、本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう掲げたものである。

- **自立** 自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、
自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
- **共生** ふるさとへの誇りと愛着を持ち、
これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

(4) 計画の目標

総合教育大綱の理念や基本方針に基づくとともに、教育を取り巻く諸課題や社会的要請を踏まえ、「自立」と「共生」を柱とする基本理念を実現するため、今後展開する施策の目指すべき目標を整理した。

この目標は、子どもたち一人一人に身に付けさせるべき資質・能力の育成や、教育環境づくりの観点から6つの視点を基に整理したもので、目標ごとにその視点に沿った個別・具体的な施策項目を設定してある。

- 1 社会で生きる力の育成
- 2 豊かな人間性の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進
- 5 学びをつなぐ学校づくりの実現
- 6 学びを活かす地域社会の実現

北海道の「へき地・複式教育」の特性と可能性について

(1) へき地教育の定義転換

へき地の特性は、北海道教育大学へき地教育研究施設が、1960年代に、

- ①自然的悪条件 ②僻遠性 ③文化的停滞性
- ④教育的低調性 ⑤社会的封鎖制 ⑥経済的貧困性

と、いずれもマイナスの特性として規定した。

しかし、北海道教育大学の玉井康之教授は、へき地教育の定義の転換の必要性と可能性を説く中で、へき地の特性の位置付けを変えることによって、積極面を伸ばす教育ができるとしている。また、現代の教育政策の基本方策の多くが、へき地で展開されてきた教育活動の中に残存しており、それを生かすことによってへき地教育は現代の教育改革の先進的な実践事例になりうる可能性を有していると結論している。

※（「子どもと地域の未来をひらくへき地・小規模校教育の可能性」教育新聞社）

《へき地性の評価のとらえ直し》

- 自然的悪条件 → 自然を豊かに活用した、「生きる力」の基礎を培うことができる。
- 僻遠性 → 都会の俗悪性の影響を受けずに、密接な人間関係を基礎にした教育を行うことができる。
- 文化的停滞性 → 伝統的な日本の生産・生活様式から由来する農・漁村文化を重要な文化と位置付けることができる。
- 教育的低調性 → 通塾率の低さとともに狭い意味での学力競争の雰囲気がないために、公教育の役割が大きく、現代的な課題に対応した教育や個に応じた教育が展開されやすい。
- 社会的封鎖性 → 都市と隔絶した独自の文化圏をコミュニティと位置付けるならば、誰もが子どもに関わることができるような地域の教育力に転化できる条件がある。
- 経済的貧困性 → 第1次産業の重要性を学び、従事活動を教育条件に意義付けることができれば、家事労働や勤労の重要性を伝える教育活動として位置付けることができる。

これらのプラス評価をつなげると、「へき地教育とは、都市の俗悪性の影響を受けず、豊富な自然や農・漁村の伝統的な文化を生かしながら、公教育の本来的な機能である「生きる力」の育成を重視した教育活動であり、学校・家庭・地域社会が一体となって展開する教育活動の総体である。」と定義付けることができるのではないだろうか。

(2) へき地教育の可能性

一般的にへき地・小規模・複式学級を有する学校（以下「へき地・複式・小規模校」と記述）の教育は、都市部・単式校に比べて教育環境が劣悪であるとのマイナスイメージでとらえられることが多い。また、児童生徒の一般的な特徴として、長所としては、①明朗で快活、②純真で素朴、③礼儀正しく仲がよい、④根気強く労力をいとわない、⑤協調性がある、などがあげられ、短所としては、①依頼心が強く計画性がない、②語彙に乏しく表現力がない、③思考や発想の多様性・論理性に乏しい、④社会性に乏しく主体性がない、などがあげられている。しかし、通信機器や交通網が発達した中で、へき地の特性や児童生徒の特徴がそのまま当てはまるかどうかは疑わしい。

我々は、個々の児童生徒の発達段階の特性を把握して、個に応じた適切な指導に努めるとともに、へき地性からもたらされるマイナス面があるとするなら、その是正を図っていかなければならない。また、「地域に根ざした教育」が求められているという今日的な動向から、その教育環境ゆえに新しい可能性を有するものとしてとらえ、プラス面に目を向けた教育活動を展開していく必要がある。

(3) 小規模性を生かす

へき地・複式・小規模校では、児童生徒数の少ないことを優位な条件としてとらえ、小規模性を積極的に生かした教育活動を展開することが可能である。

《へき地・複式・小規模校のプラス面》

- 教員と児童生徒の関係や児童生徒同士の関係が密接で、相互の信頼関係を形成しやすい。
- 学校と地域の関係が密接で、学校行事や学校運営において地域住民の協力を得やす

い。

- 個々の児童生徒の到達状況に合わせた学習指導・生活指導を行いやすい。
- 複式であるがゆえに、逆に集団学習・自主学習を行う習慣を形成しやすい。
- 自然体験学習を始めとして、体験学習を教育課程に組み込みやすい。
- 異年齢集団による縦割り指導を行いやすい。
- 人数が少ない故に、誰もが児童会・生徒会やクラスの役員になり、活躍の場がある。

(4) 複式学級での指導

2 個学年の児童生徒が 1 学級を編制して教育活動を営む学級を「複式学級」と呼び、次のような特質を踏まえて教育課程の編成・実施に当たらなければならない。

- ① 教育課程編成の特例により、学年別の順序によらない指導計画を作成することができること。
- ② 学級編制基準により、2 個学年で構成される学級であることから、個人（能力）差と学年差が生じること。よきリーダーとよきフォロアーの立場を経験できること。
- ③ 指導計画の類型により、学習指導過程を工夫しなければならないこと。

また、複式学級の学習指導にあたっては、「複式学級における学習指導の在り方」（平成 13 年発行、北海道立教育研究所：北海道教育大学）で述べられている以下のような事項を踏まえる必要がある。

《欠 点》

- 少人数のため、児童生徒は大きな集団での社会的経験の場が不足しがちになる。
- 学年別指導の場合、児童生徒は教師から直接的な指導を受ける時間が少ない。
- 2 個学年で編制しているため、学級を構成する児童生徒が毎年変わることが多い。

《利 点》

- 少人数のため、教師は、個に応じたきめ細かい指導を行いやすい。
- 学年別指導の場合、児童生徒は、教師がつかない時間帯に数多くの自学自習を経験できる。
- 2 個学年で編制しているため、児童生徒は、上学年と下学年という 2 つの立場を経験できる。

《利点を生かした学習指導を行うための基本的な考え方》

- 個に応じたきめ細かい指導を通して基礎・基本の確実な定着を図る。
- 数多くの自学自習の経験を生かし、自ら学び自ら考える力の育成を図る。
- 上学年と下学年の関わりを通して、学年を超えて学び合う態度の育成を図る。

複式学級では、少人数指導・個別指導を重視して、個に応じた指導内容を計画・実施した方が、少人数学級のメリットを生かすことができる。また、授業では、ペア学習やグループ学習などの間接指導をしながら、教師が直接指導できない部分を補う必要があるが、そのためには、各単元の学習指導のマニュアル化を進めていくことと、

直接指示をしなくとも子ども同士で進められる学習指導過程を工夫することが極めて重要である。

現在、複式学級での学年別指導では、長年の研究・実践に基づいて典型化・定型化された4段階の学習指導過程を「ずらし」て、教師の「わたり」によって授業を展開する類型を用いている。

へき地・複式・小規模校では、多くの学校で、教師の負担を軽減し、効率的な授業を行うための実践的な研究が進められてきた。そして、地域や子どもの実態に即した独自の学習指導方法が生み出されてきた。

特に、昭和45（1970）年以降は、「地域に根ざした教育」「たくましく生きる教育」「郷土を愛する教育」「郷土の未来を拓く教育」と、研究主題の変遷はあっても、長期・課題別・共同研究方式による計画的組織的な研究・実践が着実に進められ、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が活用できるようにまとめられ、整理されてきた。

最近では、発展的工夫として、「2個学年の学習状況を同時に把握できる時間帯を設定して授業を行う場合」や「下学年の指導に重点をおいて授業を行う場合」など、学習指導過程の工夫された授業が展開されている。

今日の教育政策では、少人数指導方式や習熟度別指導方法が奨励され、大規模校においても研究・実践が進められている。そのような中では、へき地・複式・小規模校の授業実践は、先進的な事例として、今後も積極的に研究・開発していく必要がある。

地域の教育課題

へき地・複式・小規模校では、学校を取り巻く地域性を十分に考慮して教育計画を立てることを基本としてきた。それは、へき地という地域性からくる教育上の諸問題、あるいは小規模性、複式学級を有する学校という条件から生ずる課題に適切に対応することが、学校経営上極めて重要だからである。

（1）地域の実態に即した教育

近年、児童生徒の家庭生活を含む地域の生活が大きく変化し、児童生徒の成長のために必要な自然体験や社会体験などの機会が少なくなってきた。このことから、学校が地域の教育環境を積極的に活用し、教材化するなどして児童生徒が地域の事物・事象などに触れる機会を増やすことが必要である。

地域の教育環境を積極的に活用した教育活動を行うことの意義として、「地域の実態に即した教育課程」（文部科学省）では、以下の3点をあげている。

- ① 学習主体としての児童生徒の実態に注目しつつ、そこから教育活動を出発させようとするものである。
- ② 教室の中に児童生徒を閉じこめたまま定型的な授業を展開するのではなく、学校の置かれた地域の環境条件を活用して、創意工夫を加えていく積極的な学校教育の在り方をめざすものである。
- ③ 地域の実態に即した教育は、学校と地域社会との信頼、協力を確立することをめざすものである。

(2) 北海道の学校設立の経緯

北海道の学校設立の経緯については、地域と結びついた歴史的な条件などがあり、現在の北海道の各学校の運営や教育の在り方にも大きな影響を与えている。

学校の運営方式については、集落の歴史が浅いことや伝統的な要素がなかったことで、教職員が学校運営の新しい方式を取り入れることが容易であった。そのことが、明治後期まで私設の教育所や教授所を温存し、地域と学校とを濃密な関係にした。

前出の北海道教育大学の玉井康之教授は、「北海道のへき地校が地域と密接に結びついた歴史的条件」を以下のように分析している。

《北海道の「学校と地域」の関係の歴史的条件》

- ① 基礎的生活圏がなかった北海道の特性
 - ・自然村がなかった北海道は、生産では、農協の下部組織としての農事実行組合
 - ・生活のまとまりの弱かった北海道では、学校が生活や文化の中心
- ② 法令によらない独自措置を認めた北海道庁（とりわけ北海道は、内国植民地政策・棄民政策により教育の統制から切り離されていた）
 - ・明治19（1886）年に開設された北海道庁が比較的自由に教育政策を推進
 - ・市町村制度の施行時に学校を作る義務を負わない北海道特例措置（傍系教育温存の役割を果たした。）
- ③ 学校設立者の違い
 - ・都府県は、寺子屋を禁止して学制発布したが、北海道は、開拓の中で地域住民が寺子屋的に学校を設立
 - ・農家を学校にしたり、僧侶・戸長などによって教員を雇い入れたりする簡易学校（小学簡易化要領を9割が適用した。）
- ④ 実学を多く取り入れた教育内容
 - ・農業補習など農林漁業を学校で教えるなど実学メリットの取り入れ
 - ・地域の身近なものに留めた教育内容
 - ・実利主義的な生産増強教育の推進（学校が地域の文化センターになる条件）
- ⑤ 散居制という特殊な集落構造
 - ・放課後の学校が子どもたちの共通の遊び場

(3) 地域のもつ教育課題

へき地・複式・小規模校は、自然環境、歴史や伝統に支えられた生活・文化、家庭や地域住民の学校に対する期待の高さなど、その地域独特の教育環境の中にある。したがって、へき地・複式・小規模校においては、教育の今日的課題の他に、地域の教育課題を適切に取り入れた学校課題の解明・解決が重要であり、地域に根ざした教育活動の推進が強く求められる。

地域に根ざした教育活動というのは、教師の側からは、地域の自然環境・社会環境（地理・歴史・産業・文化）を取り入れた教育課程を編成し実施していくことであり、児童生徒の側からは、地域での自然体験・社会体験から学んだことを生かして、学校での学習にフィードバックしていく教育活動のことである。具体的には、児童生徒が地域の中で現実社会と関わり、地域の課題を解明・解決するために必要な総合的な力を身に付けていく活動である。

家庭や地域住民の「学校に対する思いや期待」は多様であろうが、地域社会には以下にあげられるような教育課題が存在すると考えられる。

- ① 地域の自然環境・社会環境を基盤とした現状認識と将来展望から、社会の変化にちなや

かに対応し、新しい地域社会を創造する能力を育てる。

- ② 連帯感を基調とした「地域づくり」の実践を通して、郷土を愛する心や奉仕の心など豊かな人間性を育てる。
- ③ 厳しい自然環境に耐えて生き抜くたくましい実践力と地域の歴史や伝統を尊重する節度ある生活態度を育てる。

道へき・複連の研究方法

これまで、道へき・複連は、全道のへき地・複式教育に携わる教師たちの英知と力を結集して、共同化・協業化による組織的・計画的な実践的な研究を進めてきている。そして、統一された研究主題に基づいて課題の解明・解決を図り、より多くの成果をあげている。

第10次長期5か年研究推進計画においても、課題の解明・解決に向けた実践的研究を基盤に、長期・課題別・共同研究方式を継承していく。そのためには、研究目標や研究課題を明確にし、長期的な計画に基づき、各学校による研究・実践を通して成果と課題を集約・整理することが大切である。

長期5か年計画のうち、前期3年間は、第9次長計までの研究の成果と課題を整理し、さらなる充実・発展を図るとともに、教育の動向を踏まえつつ、各学校の研究と整合性を図りながら研究計画を立て、実践し、検証していく期間とする。また、後期2年間は前期3年間の成果と課題を整理し、典型化・定型化に努め、研究・実践の一層の充実と発展を図る期間とする。

集約された成果と課題については、各学校に十分周知し、理解してもらい、さらなる課題解明・解決に向けて研究・実践してもらうことが大切である。そして、「いつでも」「どこでも」「だれでも」ができる実践として典型化・定型化していくことが必要である。

へき地・複式・小規模校では、以下の3点に基づき、研究・実践していくことが大切である。

- ① 三特性からくる児童生徒の学習・生活実態を十分に踏まえ、児童生徒一人一人の持つ課題を解決・解明するための実践的な研究を行う。
- ② 「学校・学級経営」と「学習指導」という2つの分野それぞれの課題を焦点化し、両面から研究主題を追究し、相互の深化・充実を図る。
- ③ 道へき・複連により蓄積された優れた研究・実践の典型を自校にあてはめ、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が実践できるような定型化を図る。

《長期・課題別・共同研究方式》

道へき・複連の研究方式が大きく変わったのは、第1次長計が始められた昭和45（1970）年である。それまで「研究大会」は、各地区の輪番で行われ、研究主題もそれぞれ異なり、研究の成果や課題などが整理されていなかった。したがって、次年度の研究へのつながりも積み上げも明確でなかった。そのため、各地区の優れた研究・実践が単発的なものにとどまり、道内各地への広がりが見られず、へき地・複式教育水準の向上までには至らなかった。

そこで、道へき・複連では、組織的な研究体制を築くための抜本的な改革をめざし、「何のために」「何をめざして」進めるかという目標（課題）を持つとともに、「いつまでに」「どのようなことを」「どのようにして」達成するかという長期的な展望に立った研究・実践の手順を示した。このように、研究主題を統一し、組織的計画的に研究を発展・充実させるための取組が長期研究方式である。

また、へき地・複式・小規模校では、三特性の劣性部分を克服するための課題に直面してい

る。道へき・複連では、これらを踏まえ、課題解決・解明のため「学校・学級経営の深化・充実」と「学習指導の深化・充実」に関する分野別目標を掲げ、それら2分野を更に課題別に分類し、課題解明・解決のための具体的方策と研究内容を示した。このように、統一された研究主題に基づき、それぞれの課題の解明・解決に向けた組織的な取組が課題別研究方式である。これまで2分野8課題で解明・解決に当たってきたが、第10次長期5か年研究推進計画においてはそれらを整理統合し、2分野6課題とし、全国へき地教育研究連盟の課題との整合性をもたせた。

学校・学級経営分野では、学校や地域の実態を踏まえた教育課程の編成が課題となる。また、少人数であることから、合同学習や集合学習など、教師の協業化や学校間交流が課題となる。さらに、へき地の学校は、地域の文化センターとしての役割を持つことから、家庭や地域社会との連携が課題となる。学習指導分野では、少人数・複式学級という特性を考慮して授業を展開しなければならないことから、学年別指導、同内容指導など指導計画や指導方法の工夫が課題となる。また、地域の自然環境・社会環境をプラスに生かした学習内容や学習指導過程の改善も課題となる。

一方、へき地・複式・小規模校では、学校のみならず、地域の抱える課題や教育の在り方そのものまでを含む幅広い内容を対象とした総合的な研究が求められる。そこで、全道の仲間の英知を結集し、共同化による組織的・計画的な実践研究を進めることや、実践研究の交流・討議する場を大切にしていくことにより、成果と課題の共有化を図ることが解決につながると考えた。このように、教師一人一人の技量に頼るのではなく、研究結果を共有財産として広く生かす取組が共同研究方式である。

《道へき・複連の共同研究組織》



2 計画策定のための基本方針

道へき・複連第10次長期5か年研究推進計画策定にあたっては、以下の基本方針に基づいて行った。

- (1) 第9次長期5か年研究推進計画に基づく研究・実践のまとめをもとに、研究成果と課題について検討し、その継承・発展としての研究推進計画とする。
- (2) 研究主題については、第9次までの主題を発展的に継承するとともに、全国へき地教育研究連盟「第9次長期5か年研究推進計画」との密接な関連を図る。
- (3) 長期・課題別・共同研究による研究方式をとる。研究期間は5か年とし、年度ごとにPDCAサイクルの発想を導入して改善を図りながら実践を積み重ねていく。前期3か年は、研究・実践を蓄積しながら、創造的発展を図る期間〔実践研究検証期〕とし、後期2か年は成果を典型化する等、集約・整理する期間〔実践研究整理期〕とする。
- (4) 課題項目を6課題に整理統合し、全国へき地教育研究連盟の課題との整合性をもたせる。
- (5) 研究推進計画の立案・実施にあたっては、各関係機関・団体との連携を密にするとともに、道へき・複連会員の意向を反映させる。
- (6) 第10次長期5か年研究推進計画に、新しく告示された学習指導要領や北海道教育委員会より示された北海道教育推進計画、新しい教育の動向を踏まえた特徴的課題等を反映させる。

3 研究主題

「主体的・協働的に学び、

ふるさとへの誇りと愛着をもった人間性豊かな子どもの育成」

～児童生徒一人一人が仲間とつながり、

地域とともに「生きる力」を伸ばす学校・学級経営と学習指導の充実をめざして～

研究主題の解説

今日の社会情勢は、高度情報化、グローバル化の進展、少子高齢化など、急激に変化している。子どもたちがこの社会の中で生き抜いていくには、様々な資質や能力が必要となる。新学習指導要領においては、「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」「課題を解決するための思考力、判断力、表現力」「豊かな心や創造性の涵養」「健康で安全な生活」「豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実」などが求められている。また、北海道教育委員会から示された北海道教育推進計画では、自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む『自立』と、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む『共生』が、基本理念として掲げられている。

そこで、我が国や本道の教育の今日的な動向や、道へき・複連の第9次長期5か年研究推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、新しい時代の北海道教育を創造的に築き担っていくことをめざして、上記のような研究主題を設定した。

《主体的・協働的に学び》

「主体的・協働的に学び」とは、児童生徒が自ら課題を見出し、自ら学び自ら考え、主体的に判断し行動する力を培うことであり、分かったことを伝え合い交換し合い、それらを統合し合うことでより高いものを求める、学びの連続性を志向するものである。

したがって、各学校では、基礎的・基本的な内容と問題解決能力を身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲を高め、生涯にわたって学ぶ姿勢を育てることが大切である。

そのためには、児童生徒同士の信頼ある人間関係の上に、児童生徒が相互に意見を発信し、耳を傾け、相互に啓発できる学習環境をつくる必要がある。また、地域社会の中で豊かな自然環境などを生かし、体験的な学習や問題解決的な学習を展開していくことも重要である。

《ふるさとへの誇りと愛着をもった》

少子高齢化による人口減少など、社会が大きく変貌を遂げている中、子どもたちにふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりに関わり、ふるさとに生きる自覚を涵養することが求められている。特に人口の少ない過疎地においては、将来的に集落が消滅するなど限界集落の問題も深刻化している。

そこで、教育活動全体を通して、子ども自身が自分の生まれ育った地域に関心をもち、地域と関わり、郷土を学び郷土を愛する心を育む必要がある。そのためには、自然や文化などの地域の特色ある教育資源を積極的に活用したり、地域の人材を活用した学習を展開したりするなど、地域特有の文化や歴史、民族についての学習の充実を図る必要がある。

道へき・複連70年の実践的研究の根底には、「ふるさと」を舞台にして展開し創造してきた“地域に根ざした教育活動”があり、へき地・複式・小規模校においては、「ふるさと」の開拓に中心的役割を果たしてきたという自負もある。

各学校においては、今まで以上に学校を地域に開き、地域素材の教材化や人材活用など自然環境・社会環境を積極的に活用し、「地域に根ざした教育」を進めていく必要がある。

《人間性豊かな》

「人間性」は、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力」とともに「生きる力」の根幹をなすものであり、知・徳・体バランスのとれた全人的な人格形成に必要な感性である。現在、社会全体のモラル低下や大人社会が「次世代を育てる心を失う危機」にあることから、児童生徒の健全な心を育成するために、家庭や地域社会との連携をより一層深めた取組が求められている。

そのためには、道徳教育の充実や、学校内外における社会的活動や自然体験活動を促進し、個性の伸長と多様な人々との協働を通して、「他人を思いやる心」「感動する心」「生命を大切に作る心」などを育成していくことが大切である。

各学校においては、へき地・複式教育が蓄積してきた実践的な研究の成果を生かし、「ふるさと学習」など家庭・地域社会と連携した豊かな体験活動を通して、児童生徒の内面に根ざした創造性あふれる教育の充実に努めることが重要である。

研究副主題について

研究副主題である「児童生徒一人一人が仲間とつながり地域とともに『生きる力』を伸ばす学校・学級経営と学習指導の充実をめざして」は、へき地・複式教育の特性を積極的に生かし、仲

間とのつながり、地域とのつながりを通して「生きる力」の伸長を図っていくことを目指している。へき地・複式教育がこれまでに積み上げてきた「学校・学級経営」は、家庭・地域社会と一体となった「地域に根ざした学校・学級づくり」であり、「学習指導」は、児童生徒が進んで問題をとらえ、仲間と協力しながら問題解決していく「主体的・創造的な学び合い」である。へき地・複式教育のプラス面を生かした教育活動は、「生きる力」を育成するという観点から、複式学級を有する学校のみならず、あらゆる学校が推進すべきものである。

第10次長期5か年研究推進計画の研究主題は、これまでのへき複の理念と、変化の激しい時代に求められる新しい力を合わせる形で設定している。そのために必要な「人や地域との関わり」と「生きる力」の理念を具体的に示すことが必要と考え、研究副主題に反映させた。

へき地・複式教育推進の観点

道へき・複連の第10次長期5か年研究推進計画（以下、第10次長計）は、全道各地のへき地・複式・小規模校が、長期・課題別・共同研究方式による実践的な研究を進める中で、それぞれのもつ教育課題を解明・解決し、相互に交流することによって、へき地・複式教育の一層の充実と発展をめざして策定したものである。

したがって、各地区・各学校においては、今までの研究の成果と課題を踏まえつつ、新しい研究主題・分野別目標の達成をめざして、さらに実践的な研究を積み重ね、成果の蓄積と典型化・定型化を図っていくことが大切である。

研究主題・分野別目標の達成と課題の解明・解決を図るためには、以下のような観点で、へき地・複式教育を具体的に推進していくことが大切である。

- (1) へき地・複式教育の特性をプラスに生かした特色ある教育課程の編成に努める。
- (2) 地域に根ざし、家庭や地域社会との連携をより充実させ、「開かれた学校」の創造に努める。
- (3) 地域の自然環境や社会環境を生かした体験的な学習を積極的に取り入れ、児童生徒の感性を育む教育活動の推進を図る。
- (4) マネジメント・サイクルを生かした教育課程の検証と改善を図り、「集団化」と「個別化」を適切に機能させた、きめ細かい指導計画の創意・工夫に努める。
- (5) 地域の自然・歴史・伝統・文化・産業等を素材とした教材開発の創意・工夫に努める。
- (6) 児童生徒の主体的・創造的な学習態度の育成を基本とし、問題解決的な学習を重視した学習指導過程の創意工夫に努める。

近年、交通機関の発達、高度情報化の進展、伝統的な生活様式や習慣の希薄化、若年者の都市への流出など、へき地・小規模・複式学級を有する学校を取り巻く環境は大きく変化した。それに伴い高齢化・過疎化、統廃合による学校減少が一気に進み、へき地校は経済的・社会的にも厳しい状況となっている。しかし、「へき地には教育の原点がある」「へき地にこれからの教育の展望がある」との言葉をかみしめ、自信と誇りを持って教育実践に向かう熱意が大切である。また、「地域に根ざした教育」「地域に開かれた学校」の意味を踏まえ、「生きる力」を育成する教育理念の実現のため、児童生徒一人一人を伸ばす教育、豊かな自然を活用した体験学習、家庭・地域社会との密接な連携による教育活動を取り入れた積極的な実践研究が推進されることを期待している。

4 第10次長期5か年研究推進計画の全体構成

